

対華二十一カ条要求と漢冶萍公司の通惠借款 ——「日中合弁化」と「国有化」の狭間で——

帥 如藍

はじめに

本稿は、対華二十一カ条要求⁽¹⁾交渉に含まれた漢冶萍公司⁽²⁾の合弁問題について、1915年に北京政府が推進した通惠借款⁽³⁾の経緯を考察し、「合弁化」と「国有化」の狭間に置かれた漢冶萍公司の対応に重点を置きつつ、漢冶萍公司、北京政府、日本の三者の相互関係を解明する。

先行研究は、民国初期における漢冶萍公司の合弁問題について、主に辛亥革命期の日本からの借款と盛宣懷⁽⁴⁾（1844-1916）⁽⁴⁾、そして孫文⁽⁵⁾（1866-1925）との関係を検討している⁽⁶⁾。こうした研究では、盛宣懷が日本と締結した合弁契約を「利権の喪失」と見做して批判することが多いが、易惠莉は日中双方の史料を駆使して、孫文が主導的にこの借款契約を進めたことを明らかにした⁽⁶⁾。謝国興は民国初期における漢冶萍公司の日中合弁、官商合弁、国有化をめぐる議論を整理し、北京政府の技術官僚の専門的役割を評価しながらも、運営資金の調達方式が会社の組織形態に影響し、所有権の帰属を決定づけたと指摘した⁽⁷⁾。また、左世元は、通惠借款について袁世凱（1859-1916）政府と盛宣懷との対立に注目しているものの、中国側の二次資料に主に依拠したため、二十一カ条交渉に対する漢冶萍公司の反応や、日本側の対応を検討する余地は残されている⁽⁸⁾。一方、久保田裕次は、漢冶萍公司の日中合弁化に対する外務省と横浜正金銀行内部との意見の相違を明らかにしたが、通惠借款を取り巻く中国国内の政治状況、盛宣懷による1914年からの北京政府に対する働きかけにまでは分析が及んでいない⁽⁹⁾。

1915年の対華二十一カ条要求と通惠借款の交渉において、漢冶萍公司の「日中合弁化」と「国有化」の議論が再び日中間において焦点となったが、これは袁世凱と盛宣懷にとっても生前に漢冶萍公司の所有権問題に関わった最後の試みであり、漢冶萍公司、北京政府、日本の三者にとって一つの着地点となった。そこで、本稿では、これまで利用されてきた湖北省檔案館編の『漢冶萍公司檔案史料選編』のみならず、湖北省檔案館所蔵の漢冶萍公司檔案ならびに上海図書館所蔵の盛宣懷檔案、及び外務省外交史料館所蔵の外交記録を利用して総合的に盛の行動を捉え、北京政府による対華二十一カ条要求交渉と通惠借款交渉の展開過程を再検討し、日本の介入やその後の漢冶萍公司の経営に与えた影響を分析する。

第一節 対華二十一カ条要求と漢冶萍公司

(1) 対華二十一カ条要求の提出と盛宣懷の対応

盛宣懷は、1913年3月の漢冶萍公司の株主総会において、同社の総経理⁽¹⁰⁾に復帰した。国有化の問題が進まない中、盛は同社の財務難を改善するため、1914年3月に株主総会の決議を経て、北京政府農商部に官商合弁案の請願を行った。財政部、交通部との共同調査を経て、7月に農商部は大総統袁世凱に国有化と官商合弁案との利害を分析する秘密報告書を提出した。その報告書は日本の反対を念頭に、国有化政策を将来の目標とし、官商合弁をこの段階での過渡期の方法と位置づけた。さらに、^{かんとうしやうべん}官督商弁⁽¹¹⁾に至る段取りとしては、対内的には政府資本を株式に転換させ、⁽¹²⁾ 董事会、株主会の定款を修正し、董事を株主から、総経理を董事から選ぶようにした上で、大総統の承認を得て職務執行するというものだった。同社の運営資本については政府が資金を調達し、借款あるいは追加の株として提供する。対外的には、日本の約2,000万元（日本円で約3,000万円）以上の債務⁽¹³⁾に対して、引き続き銑鉄・鉄鉱石で償還する。そして、政府が商人の持株を継続的に購入して、3分の2を超えたら適正な価格で国有化するというのがその案であった。また、農商部は差し迫った日本の債務を返済するため、政府の投入資金を1,000万元と試算し、3年か5年の償還期間を設定し、期払いで資金を調達することとした。だが、袁世凱は1914年11月に「農商部、財政部、交通部が共同で人員を派遣し、調査してから整理策を決定する」と指示を下しただけで、明確な方策を示さなかった⁽¹⁴⁾。

袁の指示を受けて、三部は再度^{こうかいかん}江海関監督⁽¹⁵⁾ ^{しへいしやう}施炳燮を派遣して漢冶萍公司のこれまでの帳簿と経営実態の調査を始めた⁽¹⁶⁾。だが、1915年1月18日に大隈重信（1838-1922）内閣が駐中国公使日置益^{ひおきえき}（1861-1926）を通じて袁世凱に対華二十一カ条要求を提出したため、結論は持ち越された。日本側が提出した二十一カ条のうち、第3号では、

- (1) 将来適當の時機に、漢冶萍公司を日中合弁化すること。また中国政府は日本政府の同意なく同公司の権利、財産を処分しないようにすること。
- (2) 漢冶萍公司に属する諸鉱山付近の鉱山について、同公司の承諾なくして他者に採掘を許可しないこと。また同公司に直接的・間接的に影響が及ぶ恐れのある措置を取る場合は、まず同公司の同意を得ること。⁽¹⁷⁾

が要請された。

それに対し袁世凱は、第3号第(1)条については、「(漢冶萍公司が)民間資本であるため、民国の法律に従えば、同社は財産の保有、營業の権利を有しており、政府は法律に反して干渉してはならない」と評注を付け加えた。第(2)条については、「(同公司が)中国による別途採掘を認めることはないだろう」としながら、「当件は株主総会にて議論すべき

だ」と意見をつけた⁽¹⁸⁾。さらに、袁世凱から外交次長曹汝霖^{そうじよりん} (1877-1966) に宛てた意見書では、第 (1) 条に対し、「漢冶萍公司是民間の企業であり、政府が法律に基づいて日中合弁の事業にすることはできない」と指摘した。第 (2) 条については、漢冶萍付近の鉱山という概念が漠然としており、南部数省にある鉱山と拡大解釈される恐れがあった。かつ直接的・間接的影響というのも無制限という意味に近く、採掘、鉄道の敷設、借款、航行から地方官吏の任免まで、日中合弁会社の同意を得なければならないことになる。つまり、「独立の主権国としての政府 (の決定) が一つの会社に制限されることは、どうしても受け入れられない」としている。さらに、袁世凱は1902年2月22日に総理衙門^{そうりがもん}が行ったイギリス公使への照会を根拠に、日本の要求が清朝の「揚子江沿岸各省の土地を、いかなる名目であれ、他国に抵当、貸与、譲渡しない」との約束に抵触していると指摘した⁽¹⁹⁾。

袁世凱の意見を取り入れて、北京政府は第一次修正案をまとめて、2月12日に日置公使に渡した⁽²⁰⁾。第3号漢冶萍公司の件について、これを外交上の「交換公文」と位置づけて、条文を以下のように修正した。

查スルニ、漢冶萍公司ハ支那ノ商弁公司ニシテ、支那ノ法律ヲ按照スルニ、固ヨリ財産ヲ保全シ營業管理ノ権アルカ故ニ、政府ハ未タ該公司ト商定セスシテ、直チニ自ラ代リテ処置ヲ為スニ便ナラス。但シ該公司ニシテ将来、若シ機会アリテ現在ノ事業ニ付日本国商人ト合意ノ弁法ヲ商訂センコトヲ希望スルトキハ、本国ノ法律ニ違背セサル限り支那政府ハ之ヲ允許スヘシ。

(漢冶萍公司是民間資本の会社であり、中国の法律に則り財産の保全、営業、管理の権利を有している為、北京政府は漢冶萍公司与協議せず、代わりに任意に処置することはできない。ただ将来、漢冶萍公司在日本の商人と合弁を商議する機会があれば、本国の法律に違反しない限り、北京政府はそれを認めること。)

そこでは、一見すると日本側の要求を呑んだかに見えたが、「本国ノ法律ニ違背セサル限り」との条件を付けて交渉の余地を残しておいた袁世凱の行動は興味深い。実はもともと袁は資金調達^{しんきんてうたう}の困難さや第一次世界大戦の勃発により、官商合弁の提案にあまり乗り気ではなかった⁽²¹⁾。彼は農商部から数回にわたり報告を受けたあとも、結論を出さずに調査だけを命じたため、北京で調整役を担っていた漢冶萍会社の会計担当である于煥年^{うしゅんねん}から「形式的手続」⁽²²⁾と揶揄された。彼は帝制の実施を念頭に、北京政府による漢冶萍公司への介入で日本を刺激することを避けようとする考えがあったと思われる⁽²³⁾。

一方、漢冶萍公司に関する事項が対華二十一カ条要求に含まれていることを知った盛宣懷^{りけいまい}は、李經邁^{じよせしやう}に託して、國務卿である徐世昌 (1855-1939) に最新の交渉動向を知らせてほしいと依頼したほか、2月中旬に徐世昌、政事堂^{じよしき}⁽²⁴⁾ 左丞楊士琦 (1862-1918) にそれぞれ手紙を送り、漢冶萍公司在日本に販売する経緯を説明した⁽²⁵⁾。これによって、漢冶萍

会社が裏で日中合弁を推進しているのではないかという袁の疑念を解消させ、会社を維持すべきだという声が、徐世昌、楊士琦、張謇（1853-1926）をはじめ政府内で高まった。この頃、盛宣懷は楊士琦を漢冶萍公司の会長に据え、自分と孫宝琦（1867-1931）が副会長に就任しようとしたが、楊は政事堂では外部の兼務が認められないことを理由に、孫が会長に適任であると辞退した⁽²⁶⁾。しかし、北京政府との友好関係を構築し、漢冶萍公司を「保全」するために、盛は会社の当面の運営資金として、まず隴海鉄道⁽²⁷⁾のレール代金、交通部、陸軍部、海軍部の未払金を回収し、楊の会長就任によって政府からの支持を獲得し、孫を副会長にすることで会社内部から楊の動きに呼応するよう再度依頼した⁽²⁸⁾。

ただ、漢冶萍公司にとっては、対華二十一カ条要求交渉に関する自社の取り扱いは必ずしもマイナスの意義として捉えられていない。つまり、北京政府が日本の要求を承認することで、国有化の可能性が否定されると同時に、政府が会社を維持する方策を考えているため、日中交渉によって同社は円満な結果を得られると認識している⁽²⁹⁾。

3月27日、袁世凱の指示のもと、陸軍部、財政部、交通部及び交通銀行の関係者が集まり、漢冶萍公司の維持方法を議論した⁽³⁰⁾。結論として、対外的には日中合弁の話をもとに日本と会社の株主が話し合い、株主の決定に任せることになった。対内的には、3月27日の御前会議において、全員一致で漢冶萍公司の維持に合意したので、袁は中国銀行、交通銀行から資金調達を行い、レール金を返済し、孫宝琦が南下して盛宣懷と方法を協議するよう命じた⁽³¹⁾。つまり対華二十一カ条要求交渉を踏まえた上で、3月末に袁が決めた方針に従って、漢冶萍公司問題に対応することとなった。ただ盛宣懷は、漢冶萍公司を維持していくには政府に信用され、かつ株主に認められる人物に経営を任せると考えたので、孫多森（1867-1919）⁽³²⁾か楊士琦を推薦しようとしたが、楊と袁の意思により孫宝琦が会長に内定した。救済資金については、梁士詒（1869-1933）は少なくとも1,500万元が不足していると試算し、その不足分を交通銀行が調達できると袁に進言した。

要するに3月末の時点では、盛宣懷は袁や楊、周学熙（1866-1947）ら北京政府のトップと意思疎通を行い、政府による救済にすでに合意し、会社の再建に必要な資金捻出にむけて着実に準備を進めていた⁽³³⁾。

(2) 対華二十一カ条要求の受諾と通惠公司の発議

孫宝琦の南下の目的は、漢冶萍公司の実情を把握し、盛宣懷との意思疎通を行うことにあった。孫は4月23日に上海に到着し、盛に政府による維持の意思を伝えたほか、債務の返済方法及び漢冶萍公司による福建省安溪鉄鉱の経営権取得についても話し合った。4月末に孫は楊士琦に手紙を送り、交通部のレール売掛金のうち、30万元が交通銀行から支払われた件について謝意を伝えると同時に、公司維持のため、その他の各部による未払金の納付に楊の協力を求めた。そして、日本が福建商人呉瑞清を通じて鉄山を開発することを防ぐため、先手を打って漢冶萍公司による経営権取得の上呈を認可するよう依頼した⁽³⁴⁾。

それと同時に、日中双方は長らく交渉を続け、漢冶萍公司に関する第3号第1条を修正し、第2条を撤回する形で決着をつけた。北京政府は5月9日に日本の要求を受諾することを表明し、25日に日本公使日置益と北京政府外交総長陸徵祥^{りくちようしやう} (1871-1949) は下記の公文を交換した。

支那国政府ハ日本国資本家ト漢冶萍公司トノ関係極メテ密接ナルニ鑑ミ、将来同公司ト日本国資本家トノ間ニ合弁ノ議成リタルトキハ之ヲ承認スヘク、又同公司ヲ没収スルコトナカルヘク、又日本国資本家ノ同意ナクシテ同公司ヲ国有ト為スコトナカルヘク、又日本国以外ヨリ外資ヲ同公司ニ入レシムルコトナカルヘク候。⁽³⁵⁾

これによって、(1) 将来漢冶萍公司の日中合弁が成り立つ場合には中国政府は承認すべきである、(2) 日本側の許可なくして同社を没収・国有化してはならない、(3) 日本以外の外資導入禁止という3点により、日本は自らの利権を確保し、将来の日中合弁化に向けて北京政府による妨害を取り除こうとした。

一方、漢冶萍公司をめぐる日中間の妥結を受けて、同社の株主総会は5月27日に上海にて行われた。孫宝琦は最も多い票数で会長に選出され、盛宣懷は副会長に選ばれたが、総会において合弁については言及されなかった⁽³⁶⁾。だが盛は、漢冶萍公司の置かれた状況が「株主に頼ることができず、外債も期待できないため、政府に維持してもらうしかない」としながらも⁽³⁷⁾、上記の交換公文によって北京政府の選択肢が限られているため、いかに経営の難局を乗り越えるか工夫しなければならなかった。

盛が考える打開策は、政府の支持を得た上で、第一に社債を発行すること、第二に安溪鉄鉱を漢冶萍公司の管理下に置くほか、外国借款の抵当から免れるため、清朝時代と同じように、名義上鉄鉱の所有権を慈善団体に移転するというものであった⁽³⁸⁾。漢冶萍公司が社債を発行し、政府が利子分を負担することに対し、政事堂左丞楊士琦、農商総長周自齊^{しゆうじせい} (1869-1923)、財政総長周学熙が賛同する意向を示したが、利子分負担期間について意見が割れた。そこで、盛は王存善^{おうぞんぜん}を会社の代表として北京に派遣し、楊士琦をはじめとする政府関係者と具体的な救済策について協議することにした⁽³⁹⁾。一方、南下の視察を終えて北京に戻った孫宝琦は、袁世凱に秘密報告を提出した。漢冶萍公司の日中合弁を「腹心のやまい(腹心之患)」と強調し、公司の株主が合弁化に賛意を示したことに危機感を覚えて、政府の維持策を速やかに決断するよう促した⁽⁴⁰⁾。

1915年6月7日、袁世凱は楊士琦・周学熙・周自齊・梁士詒を召集し、漢冶萍公司の維持策について協議を行った。そこで通惠公司を通じて10月より債券を発行し、毎年300万元を漢冶萍公司に給付して4年間で1,200万元を計上し、年利は政府が6%を出し、漢冶萍は2%を負担するという維持策を決定した⁽⁴¹⁾。

この案に対して盛宣懷は、「8日の電報にて商定した方法が最善策であり、(中略) 合弁に

ついて後慮はないようである」と返電し、通惠公司による借款の提供に受諾する同時に、9月までに中国銀行と交通銀行より月に25万円を給与することが当面の急務であると強調した⁽⁴²⁾。

通惠公司による借款提供の大枠の話が決められた以上、次は漢冶萍公司与北京政府との間で返済方法について話し合いが持たれた。6月中に送付された同社の政府宛の上呈文は、萍郷高坑の炭鉱と大冶象鼻山の鉄鉱を採掘して⁽⁴³⁾、その運営経費は政府の1,200万元借款より支出し、2つの鉱山から年間計130万元弱の利益を得るよう提案した。そして、高坑の炭鉱と象鼻山の鉄鉱の話が決まるなら、鉄道レールの売掛金は日本への債務返済に使わず、5年後からの10年間には1,200万元の内債を返済できると力説した⁽⁴⁴⁾。

第二節 通惠借款と漢冶萍公司

(1) 通惠公司の設立

一方この頃、北京政府中枢の決定を受けて、通惠公司の設立手続きが順調に進んでいた。これまで通惠公司の設立時期については諸説があり、定まっていなかった。例えば、梁士詒の年譜では1914年5月となっているが⁽⁴⁵⁾、北京政府財政部に務めていた周叔廉の回顧によれば、「大体1914年末あるいは1915年初、あるいは「五路参案」⁽⁴⁶⁾のあとである」と述べられている⁽⁴⁷⁾。上文の北京政府内部における議論からわかるように、1915年3月にすでに政府による救済の方針が決まり、盛宣懷との意思疎通を経て、6月に通惠公司が前面に立って、政府系の資金供与で漢冶萍公司を救済することが確定した。そのため、周の記述は妥当だといえよう。

また、北京政府の官報『政府公報』によれば、通惠実業公司是1915年7月に設立申請を行い、9月に払込資本150万円を納入してから正式に認可された⁽⁴⁸⁾。会社の資本金は500万円とし、創設者30人が一人5万円を出資して払込資本を集めた。本社は北京に置き、支店は上海、漢口に設け、臨時董事は13人、監察員5人、臨時総裁と臨時副総裁はそれぞれ孫多森、施肇曾(1867-1946)⁽⁴⁹⁾が選ばれた。出資者には周学熙、梁士詒など政財界の有力者が名を連ねている⁽⁵⁰⁾。

このような通惠公司の設立の動きに日本側は高い関心を寄せていた。1915年6月上旬に、横浜正金銀行取締役小田切万寿之助(1868-1934)は梁啓超(1873-1929)の進歩党系の『国民公報』の報道をもとに、漢冶萍公司が内債を募集してこれまでの2,000万元以上に及ぶ日本の借款を返済する意向であるかと、会長に選ばれたばかりの孫宝琦に確認を求めた⁽⁵¹⁾。6月下旬に、漢冶萍公司の会計顧問池田茂幸が横浜正金銀行頭取井上準之助(1869-1932)に手紙を送り、北京から戻ってきた王存善の話によれば、通惠公司が計1,200万元の公債発行を引き受け、その条件として年利8分、償還期間4年で、中国政府が元利の払いを保証することなどが判明したと伝えた⁽⁵²⁾。池田はこの計画について、漢冶萍公司に対する金

融の救済より、むしろ政府関係者が利益を得て私腹を肥やすのではないかと指摘し、実行の可能性が高いと見た。また、王が4ヶ月以内に政府から漢冶萍公司に対して100万円の借款を提供することに言及し、それは恐らく通惠公司と何らかの関係があると分析した。

7月10日に駐北京日本公使日置益も外務大臣加藤高明(1860-1926)に通惠公司の定款を同封し、その設立事情を報告した⁽⁵³⁾。日置は7月5日の上海『時報』の報道を引用し、「最モ注目スヘキ特典」として、第一に会社の経営陣やこれから有望な業務に参入したい実業家の代わりに、通惠公司に経営の特許権を申し出ること、第二に政府が払込資本に対し、8分の利息を保護金として会社に給与することに注意を喚起した上で、定款には株主を中国人に限定することで、彼らが将来外国企業の有力な競争相手になりうると分析した。さらに、8月14日の続報では、通常の会社の設立は財政部の認可を受けるだけであるのに対し、通惠公司が大總統の認可を受けていることの異常さを指摘し、出資者の張鎮芳が英中合弁の福中公司の督弁であり、袁克文が同社の会弁であるため⁽⁵⁴⁾、通惠公司と福中公司あるいはイギリス資本との関係性に疑念を呈した⁽⁵⁵⁾。

同時期に、中日実業株式会社も外務省政務局長小池張造(1873-1921)に手紙を送り、通惠公司の定款を手に入れたことを報告し、自社の総裁李士偉(1883-1927)が株主の一人となったことや、会社の営業目的が自社と類似していることを指摘した⁽⁵⁶⁾。

日本側の報告で注目されたように、通惠公司が企業の経営に介入できる点は、のちに融資条件をめぐり、漢冶萍公司と通惠公司との間に亀裂をもたらした。通惠公司は資金を提供する代わりに、漢冶萍公司に対してまず人事権の掌握と諸制度の改革などを求めた。これまで漢冶萍公司は董事会が経営の権限を強く持ってきたが、孫宝琦はこれから内閣制のように、会長の代わりに総経理に責任を持たせようと盛宣懷に説得を試みた⁽⁵⁷⁾。総経理の人選について、孫多森が固辞したため、孫は盛宣懷の同郷である趙鳳昌(1856-1938)の甥、財政部賦税整理所議長趙椿年(1868-1942)を推薦した⁽⁵⁸⁾。

7月11日に孫宝琦は趙椿年とともに北京を出て、上海、漢口、萍郷を視察して回った⁽⁵⁹⁾。7月末に二人との協議のため、盛宣懷は会社の体制刷新についての意見書を作成した。意見書では主に董事会の規模の縮小、事業内容の整理整頓や経費の削減、輸送料節約のための萍郷石炭と大冶鉄鉱石の輸送システムの再建などの措置を規定した⁽⁶⁰⁾。

ただこの意見書には、人事権を含めた総経理の諸権限は必ずしも明確に言及されていなかった。盛宣懷が腹心である漢冶萍公司の首席董事王存善に示した2通の意見書からは、彼の態度を窺うことができる。つまり彼は、総経理の権力の牽制、及び総事務所の漢口移設に抵抗感を示したのである。そして折衷案として、趙椿年が総経理に就任して1年か2年経って経験を積み重ね、株主からも深く信頼され、董事から助けを受ける必要がなくなってから移設を議論すべきだと提案した⁽⁶¹⁾。

さらに盛宣懷は、総事務所と総経理の漢口移設の件は借款問題を解決した後に行うべきだとし、通惠公司による借款に悪影響を及ぼさないよう、しばらく移設問題を棚上げにす

の必要があると指摘した⁽⁶²⁾。8月5日に盛はまた孫宝琦に手紙を送り、総事務所の漢口移設は政府補助金の1,200万円が予定通りに支給できるか次第であり、会計本部の場所、性質も総事務所の件をまとめてから、会社の定款に基づき、董事会において多数決を経る必要があると牽制した⁽⁶³⁾。

要するに、北京政府の要求が総経理に権限を集中させようとするものであったのに対し、盛は表面的にはこれに応じながらも、実際には董事会の主導権を手放さず、具体的移設措置を引き伸ばす方針であった。

(2) 借款条件をめぐる盛宣懷と北京政府側の亀裂

盛宣懷の曖昧な態度に北京政府側は不満を漏らし、袁世凱をはじめ楊士琦、財政部などは資金の救済を実施することより、むしろ総経理の権限の明確化を最優先事項として位置づけた。救済金を得るため、漢冶萍公司は一定の譲歩を示した⁽⁶⁴⁾。そして、総事務所の漢口移設を拒否する理由について、董事会は日本を引き合いに出し、董事や株主が上海にいるため、会社の日本人工程顧問、会計顧問を牽制できることが、総事務所を上海に置く重要な理由であると釈明した。また、政府側を代表する総経理の権限を定款に明記しない理由について、日本側がその前例を援用し、債権の多寡をもって自らの権利を主張することを防ぐためであると弁明すると同時に、総経理の就任後、董事会はすべての措置に関して協力し、絶対に掣肘する考えはないと強調した⁽⁶⁵⁾。

同日の9月15日に、董事会は二通の長文の手紙を大總統袁世凱に送った。一通目では漢冶萍公司の収支に関する現在の困難を説明し、政府による借款の救済を速やかに実行するよう要請した。二通目では、漢冶萍公司の立て直しには、①懸案であった大冶の鉄鉱と江西の高坑炭鉱の所有権問題を解決し、②漢冶萍公司による早期の採掘を認め、③全国鉄道の基準を統一し、④漢冶萍公司が生産した鉄道レールに対し、交通部による購入代金の2割引という従来の方法を一時廃止するなどの措置が必要であり、これが順調に進めば、借款の返済及び会社の経営改善の見込みがあるとして、袁世凱の政治介入を強く求めた⁽⁶⁶⁾。

盛宣懷をはじめとする董事会の主張は、前述の6月に北京政府に宛てた上呈文とほとんど同じであり、漢冶萍公司の経営改善に不可欠な大冶の鉄鉱と江西の高坑炭鉱の統合は湖北省・江西省の地方権益と絡んでいるため、中央政府の力で解決したいという思惑が透けて見える。だが、趙椿年から総経理の就任承諾を得た一方、9月29日に財政総長周学熙、農商総長周自齊、中国銀行総裁李士偉、交通銀行総裁梁士詒、楊士琦、趙椿年らが出席した通惠借款を協議する会合では、人事の起用・罷免について董事会への予告を廃止して、全権を総経理に委譲すること、会社の定款に対する決裁権を総経理に与えること、借款の抵当として漢冶萍の株を通惠公司に所持させることなどを政府からの借款供与の前提条件とした⁽⁶⁷⁾。

政府側の「豹変」に驚いた盛宣懷は、北京で借款交渉を担当していた王存善に強い不満

を漏らしている。彼によれば、漢冶萍公司是国家の維持なくしては絶体絶命の危機に陥ることになるが、もし政府が株の持分を略奪しようと図るなら、漢冶萍公司を維持するという大總統の初志と決して合致しないことになる。また、日本が対華二十一カ条要求を提出し、漢冶萍公司の合弁を要求した際に、大總統が会社の株主に協力して合弁を阻止するように指示し、民間資本の会社という企業形態があったおかげで漢冶萍公司を保全できた。それは、民間資本の会社には株主總會や董事会があるため、どの国も無理に奪うことはできないからであった。現在、董事会に事前通告せずに総経理が人事権を得ようとするれば、董事会は形骸化してしまい、株を譲渡されたら株主總會も成り立たず、会社は名目上でも消滅してしまい、外国の干渉を回避できない恐れがあるという。そこで彼は楊士琦に斡旋してもらい、この局面を挽回するよう願った⁽⁶⁸⁾。10月8日、盛は孫宝琦に手紙を送り、漢冶萍公司への借款提供は対外的な意義がより大きいため、対内的に協議する余地はまだあるとしながらも、政府側が会社側と一致して日中合弁に反対するとの意図を忘れてはならないと促した⁽⁶⁹⁾。

第三節 通惠借款契約案をめぐる調整と日本の介入

(1) 盛宣懷の反応と日本の介入

盛宣懷は北京政府側が漢冶萍の董事会を形骸化させることに危惧を抱き、10月上旬に借款契約案とその付属協定を知らされると、より一層の強い危機感を募らせた。紙幅に限りがあるため、契約内容及び付属協定の要点をまとめてみると、

- 1) 金額1,200万円の借款として、その担保物は漢冶萍公司の保有株式すべて及び新たに生産される貨物であること。
- 2) 将来の借款については、通惠公司が排他的優先権を持つこと。
- 3) 漢冶萍公司が6ヶ月間の猶予期間を過ぎても元金の支払いができない場合、通惠公司は同社の管理権を回収できること。

を規定している⁽⁷⁰⁾。ここで注意すべきことは、付属協定の部分が基本的に北京政府側の要求を呑んだ形で作られており、通惠公司が人事権と経営権を掌握することによって、漢冶萍公司の董事会を形骸化させようとする意図が浮き彫りになったことである。

王存善は9月30日に孫宝琦・趙椿年と会見し、10月10日に上記契約案を上海に持ち帰り、盛宣懷に提示した。借款条件を押し付けられ、10月末までの返事を迫られた盛は、表面上北京政府と協議する姿勢を取りながらも、裏では日本を楯にとって契約の締結を引き延ばそうとした。10月15日に漢冶萍公司会計顧問助手の大野弘は、おのおのひろし 經理代理王勲おうくんに示された通惠借款の契約案を日本の債権者である横浜正金銀行頭取井上準之助に送り、通惠借

款にある排他的優先権という規定が横浜正金銀行の既得権を大きく損ねると指摘した⁽⁷¹⁾。

興味深いことに、この情報の伝達ルートについて、盛宣懷本人は日本側の態度を探る指示を出す一方、通惠借款契約案を日本人顧問に見せることに関しては自分の意に反しているという記述を残している。盛の意思に従い、王勳が大野に借款契約案を見せたと報告した手紙を受け取ったあと、盛は10月13日に返信の中で、次のように王勳に指示した。

それは驚きの極みだ。通惠借款の件について、「政府は日本側に秘密にしなければならないとの意思があるため、実行の伴わない言葉で顧問の意見を探るのはよいが、この契約の存在自体を知らせてはならない」と自分は王に切に言い聞かせたのに、大野に契約案を見せたのは王の勝手な行為であり、正式な手続きとして認められない。ただちに契約案を取り戻すように。⁽⁷²⁾

その後、10月15日に盛は孫宝琦に手紙を送り、もともと自分は16日の董事会で通惠借款の契約に署名するつもりだったが、ただ漢冶萍会社が日本と締結した借款契約⁽⁷³⁾の中では債権に関わる場合、日本人顧問と協議することが規定されており、また日本の代理公使小幡西吉^{おばたゆうきち}(1873-1947)がすでに通惠借款の件を察知していたため、契約の締結後日本から抗議されるよりも事前に日本側と協議したほうが理にかなっていると主張した。盛の解釈としては、漢冶萍公司是民間資本の会社であり、通惠も中国の会社であり、借款自体は特に問題なく、横浜正金銀行と協議しても納得してくれるだろうし、締約が数日遅れるだけだと述べて、北京政府の関係者を安心させようとした⁽⁷⁴⁾。

要するに盛は、10月13日の王勳宛の手紙で借款契約案の内容を日本に漏らした責任を回避し、10月15日孫宝琦宛の手紙で日本の借款契約と抵触する点があったことを指摘した上で、日本はすでに別ルートで通惠借款を知り、引き続き隠すことができないという理由で、まず横浜正金銀行と協議することを提案したのである。

ここで留意すべきなのは、盛宣懷がもともと北京政府側と秘密裏に進めていた通惠借款の話覆して日本側に契約案を打ち明けたのは、債権者である横浜正金銀行が決して坐視できないと判断したからだという点である。窮地に立たされた盛にとって、「締約が数日遅れるだけだ」というのはあくまできれいごとであり、漢冶萍会社の「国有化」に反対する日本を利用し、北京政府側の厳しい借款条件を撤回させる計算があったに違いない。

10月15日の大野の報告を受けて、北京にいた横浜正金銀行取締役小田切万寿之助は10月16日の夜、楊士琦に借款契約案に関して事実の有無を確かめたところ、楊は盛宣懷が政府に漢冶萍への援助を求めたため借款の協議を開始したが、その担保としてどんな物件を要求したかについて自分は知らないと説明した。また、小田切の詰問に対して、楊は今回の借款計画の目的が盛の実権を剥奪し、会社の整理を断行することであると認めた⁽⁷⁵⁾。

漢冶萍公司から正式に通惠借款の通告を受けた横浜正金銀行は、直ちに外務大臣石井

菊次郎きくじろう (1866-1945) に通惠借款の件を報告した。盛にとつて、付属協定の第4条が「最苦痛トナス所」であり、現在「契約拒絶方法研究中」との動きが指摘される一方⁽⁷⁶⁾、日本側から見れば、通惠借款は「従来ノ公司経営者ヲ変更シ、旧株主ニ代フルニ通惠公司其ノモノヲ以テシ、盛ノ実権ヲ全然剥奪セントスルノ底意瞭カナルヲ示シタリ」⁽⁷⁷⁾と認識されている。

横浜正金銀行本店の指示を受け、10月25日に正金銀行上海支店支配人こだまけんじ児玉謙次 (1871-1954) は漢冶萍公司董事会に対し、通惠借款の第6条・第9条が漢冶萍公司与日本との借款契約の趣旨に抵触しているため、「断固として反対 (refuse absolutely to give any consent whatsoever)」する意向を示した⁽⁷⁸⁾。同日、盛宣懷は孫宝琦に手紙を送り、王勳を派遣して正金銀行上海支店の態度を探ったことを報告した。そこでは、契約案を検討する際に、本来抵当物品はなく、今になって初めてこの条件が付け加えられたが、契約が未締結の段階では依然として借款の条件を検討する余地があるという王の解釈が示されていた。

これに対して児玉は、正金銀行が「条件上反対 (条件上之反対)」ではなく「根本的に反対 (根本上反対)」であることを強調した。これによって盛は同報告の中で、正金銀行上海支店の反対の理由がおそらく借款についてまず同銀行と事前協議を行わなければならないという規定に拘っており、「条件上」第5条・第6条・第9条にはまだ不明瞭な点があるためだと認識し、孫に第5条の「第一抵当 (第一次抵押)」という文言を修正し、第6条・第9条の内容をさらに明確にしたならば、正金銀行と協議する可能性はまだあるはずだと提案した⁽⁷⁹⁾。

一方、10月21日に小田切が通惠公司の総裁孫多森と会談した。孫は、借款の趣旨が「資金と新しい人物を注入し、会社の内部を整理し、宿弊を洗除」することにあり、決して日本を牽制するような目的ではない点を強調し、中国の官民が自国の事業を維持するのは当然であり、既定の契約に違反しない限り、関係各方面は会社の運営に対して非難をする理由がなく、外国側の債権を確固たるものにした結果から見ればむしろ歓迎すべきであると説明した。小田切は孫の説明を「支那一流ノ詭弁」と評しながらも、それが中国の朝野にわだかまる思想を代表していると指摘した⁽⁸⁰⁾。ただ、孫宝琦が盛宣懷に宛てた電報によれば、小田切は会談において、正金銀行との契約に抵触しなければ通惠借款に対して異議はないと伝えたほか、本件について日本は決して悪意を持っていないと強調したという。この連絡を受けた盛は、正金銀行の上海・北京両支店の意見の相違に戸惑い、日本側の公式見解の統一を求めた⁽⁸¹⁾。

横浜正金銀行内部の意見の相違を踏まえ、外務省は関係者を集めて協議した結果、10月末に外務大臣石井菊次郎が上海総領事ありよしあきら有吉明 (1876-1937) に政府の方針を伝えた。それは通惠借款を成功させずに、漢冶萍公司の日中合弁を速やかに進め、必要な資金を日本より供給するというものであった⁽⁸²⁾。それと同時に、横浜正金銀行本店も上海支店長児玉に下記の方針を盛宣懷に直接伝えるよう指示した。

通惠公司借款ハ断然之レヲ謝絶シタシ、而シテ日本側ハ漢冶萍公司ノ組織ヲ変更シテ、日支合弁トナスヲ双方ノ為最安全且利益ト信スルヲ以テ、速ニ合弁案ヲ協定シタシ、而シテ之レニ要スル資金ハ何程ニテモ日本側ヨリ現金支出ヲ辞セザル覚悟ナリ⁽⁸³⁾

興味深いのは、日本側の日中合弁論の再浮上が、盛宣懷の思惑とも合致していたことである。日本との意思疎通を円滑に行うため、盛から急に上海に呼ばれた漢冶萍公司の日本商務代表である高木陸郎^{たかぎりくろう} (1880-1959)⁽⁸⁴⁾ の報告によれば、盛は通惠借款の実行によって漢冶萍公司の株価が暴落しかねないため、過去に日中合弁に反対した株主たちも今度は賛成に回るはずなので、日本は速やかに日中合弁化の運動を開始すべきだという考えを漏らした。そこで高木が練った構想の骨子は、漢冶萍公司が臨時株主総会を開き、北京政府に洋銀1,200万元に当たる公司の株式全部の買い上げを要請する一方、日本側は前記の資金を用意し、通惠公司に貸与する意思を北京政府に表明すれば、北京政府はそれを認めざるを得ないというものであった。そして高木は、袁世凱が今帝制活動を進めており、日本にも相当好意を示しているため、この好機に長年の懸案を解決できるだろうと考えたのである⁽⁸⁵⁾。

(2) 契約案の修正交渉と「日中合弁化」の再提起へ

横浜正金銀行上海支店を通じて日本の方針を知った盛は、通惠借款の拒否が両者の利害に一致しているが、北京政府の借款案を直ちに拒絶することは困難であると指摘した。また日中合弁について、今後の交渉で通惠問題を片付けてからその「手段方法」に取りかかると応じた⁽⁸⁶⁾。そして北京政府との決裂を避けるため、彼は以下に要約するように、日本を説得するための「論理」を孫宝琦に伝えた⁽⁸⁷⁾。

- 1) 中国資本による借款の正当性。日本との借款契約の第9条では、漢冶萍公司が中国以外の銀行資本家に借款及び融資を協議する際、まず横浜正金銀行との協議を優先すると規定されているが、通惠借款は漢冶萍公司を維持するための国内借款であり、中国以外の銀行資本を所持していないし、外国で起債しないため、日本との従来の契約に違反していない。
- 2) 抵当権設定について。漢冶萍公司が日本との借款契約を締結した際に、すべての株や動産、不動産の抵当権がすでに第一順位、あるいは第二順位で設定されている。通惠借款の場合、株の抵当権は第一順位ではなく、第二順位、あるいは第三順位にしか設定できない。そして通惠借款においては、象鼻山鉄鉱、高坑炭鉱などの新規事業から得た利益で4年目から借款の元利を返済する予定であり、以前の借款にも今後の借款にもまったく影響を及ぼさない。故に抵当権についても、日本との契約と衝突していない。

- 3) 日本人顧問に事前協議すること。漢冶萍会社が日本と締結した顧問雇用契約の第8条では、漢冶萍会社が新借款、債務の返済または現債務の変更に関する条件に対して、その大小にかかわらず、事前に会計顧問に協議する必要があると規定されている。今回は董事会において議決される前に、王勳が通惠借款の契約案をすでに会計顧問大野に見せたのは、まさにこの規定に沿った行動である。

同時に盛は、孫宝琦・趙椿年が横浜正金銀行と直接協議するように孫に提案したが、臨時株主総会において多数の株主が通惠借款契約に反対するだろうと述べて北京政府の動きを牽制した⁽⁸⁸⁾。ただ小田切万寿之助が孫宝琦に、通惠借款に関して「絶対反対ハ日本ニ非ズシテ盛ニアリ」⁽⁸⁹⁾と伝えたことは、盛宣懷が通惠借款に反対しているという北京政府の疑念を強めてしまったため、盛の対案提出はあくまでその疑念を払拭し、北京政府に自分の態度を釈明したものに過ぎなかったことを強調するための行為であった。また日本との協力関係を築くために、盛は高木陸郎を通じて、自分と孫宝琦との間の往来書簡や電文を横浜正金銀行に開示した⁽⁹⁰⁾。彼は「日中合弁」案の再提起を日本経由で中国側に示すことにより通惠借款を拒否しようと企む一方、自分が批判の矢面に立たないように、合弁に関する自らの態度を中国側に絶対に漏らさないと繰り返し日本側に強く依頼した⁽⁹¹⁾。

盛宣懷の対案に対し、北京政府は11月6日・13日に会議を開き、通惠借款を維持する方針を定めた上で、第5条の株の抵当はもともと実行可能性が低く修正できるとし、第6条・第9条も日本との借款契約に抵触しないという認識で一致したが、政府が借款償還期限の14年間利子を負担することはできず、既定の手数料の5%も変更できないとした⁽⁹²⁾。また7日に孫宝琦は盛宣懷に、借款契約の締結を前提として、無理な条項は修正が可能であるとしながらも、株主の反対を相手にすべきではないとする袁世凱の指示を伝えた⁽⁹³⁾。

しかし、11月14日に横浜正金銀行は児玉上海支店長に打電し、「仮令無条件無担保ニテ纏ルトスルモ、将来何カノ行掛ヲ生ジ、自然本行公司間ノ関係ヲ乱ス虞アルニ付、断然拒絶」すべしとの方針を示した。そして日中合弁について、今の急務を「合弁ニ関スル条件ノ内容ヲ秘密ニ協定スルニアリ」とし、「至急立案提出」するよう求めた⁽⁹⁴⁾。一方横浜正金銀行は、漢冶萍公司の日中合弁によって北京政府に通惠借款を断念させる方が得策だと考え、北京にいる小田切万寿之助にも同様の指示を下した。15日に小田切が孫宝琦と会談した際に、彼は通惠借款に「絶対的反対」の意思を伝えたほか、改めて日中合弁に言及した⁽⁹⁵⁾。これを受け、17日に袁世凱は、漢冶萍会社が中国の会社であり、通惠借款を取り消すわけにはいかず、さらに条約に規定されている通り合弁には株主の同意が必要で、政府が強要することはできないとの論理で対応するよう指示した。また北京政府は「日中合弁論」の再来を強く警戒し、盛宣懷の対応をめぐり、「(日本が) 漁夫の利を得ないように、腹の探り合いを止め、内外一致して対応しなければならない」と盛に要請した⁽⁹⁶⁾。

(3) 通惠借款の取り消しと「日中合弁論」の終息

盛宣懷は、北京政府との関係悪化により象鼻山鉄鉱、高坑炭鉱などの所有権問題が解決できない場合、それは会社の利益にならないと判断し、児玉謙次による日本側の断固反対の態度を11月24日に孫宝琦に伝え、局面を挽回するには孫が北京において小田切と直接協議し、通惠借款が合弁化への対抗策ではないと説明したほうが良いと提案して、ボールを北京政府側に投げた⁽⁹⁷⁾。

それと同時に盛は、小田切が日中合弁を提起したことにより、北京政府が拒否し難い情勢になったことを受けて、自ら考えた対抗策を孫宝琦に伝えた。一つ目は、漢冶萍会社が期限通りに銑鉄、鉄鉱石を供給できず、日本側が債権保護を目的に合弁化を迫ってくる場合、北京政府が漢冶萍公司を担保する声明を出すことである。二つ目は、鉄鋼の需要が高まり、合弁でなければ漢冶萍公司の供給が追いつかないという論理で日本が迫ってくると予想されていたため、漢冶萍公司是九州の若松近くに日中合弁の製鋼所を設立し、漢冶萍より銑鉄を供給することで、日本が安い値段で鉄鋼を得られ、漢冶萍公司も銑鉄の販路を確保できると主張することであった。これは漢冶萍にとって一挙兩得になるので、日本の無理な要求を断ることができるのではないかという発想に基づいていた。ただ、日本の漢冶萍合弁の要求を拒絶するには中国の力だけでは難しいため、列強と先に秘密に協議して、他の利益を交換条件として、イギリス公使・ドイツ公使の支持を取り付けることによって日本を牽制できると提案した⁽⁹⁸⁾。

盛宣懷は清末に東三省の利権を抵当に、英・仏・独・米4カ国に1,000万ポンドの幣制改革借款を成功させた実績を挙げ、自らの提案の実行可能性は高いとアピールした。しかし、当時イギリスは日英同盟で日本の力を借りて山東省のドイツ勢力を排除し、また英・仏・露国は北京政府に対独断交を誘導している最中であり⁽⁹⁹⁾、盛の提案がどれほど有効性を有していたか疑わしい。むしろ彼の重点は二つ目の日中合弁の製鋼所にあり、その設立の正当性を主張することにあつた。当時、盛は水面下で日本の九州の資産家安川敬一郎^{やすかわけいいちろう} (1849-1934) と合弁製鋼所を設立する話を進めており、中国に派遣された安川の次男である松本健次郎^{まつもとけんじろう} (1870-1963) と合弁や銑鉄の売買契約などについて交渉していた⁽¹⁰⁰⁾。

なお、日本と北京政府との狭間に立つ盛宣懷は批判を避けるため、日本側に対して、通惠借款の問題が解決されなければ合弁問題を提起しないという意思を伝えた。同時に盛は以下の4点を強調した。

- 第一、株主ハ現金支払ヲ受ケ、株主権利放棄スルコト。
- 第二、現在公司当局者（董事会）ハ直接合弁ノ衝ニ当ラサルコト。
- 第三、株主ハ現金支払ヲ受クル以上ハ、資金出所何レナルヲ問ハス、公司ハ国有トナルモノト解釈ス。従テ合弁条件ハ全然日本対北京政府ノ間ニ協定スルコト。
- 第四、右ニ対シ、株主何等異議ナキコト盛宣懷保証ス。⁽¹⁰¹⁾

横浜正金銀行上海支店の報告でも、盛は「株券現金ニテ支払ヲ受ケルヲ唯一ノ希望」だという印象を受けた⁽¹⁰²⁾。

一方、日本が通惠借款に「絶対反対」の意思を表明したことによって、盛にとっては、差し迫った借款契約の締結を一時的に延期しても、漢冶萍会社の財政が改善される見込みはなかった。高木陸郎は、漢冶萍会社が北京政府の掣肘を受けており、日本の資金援助に依存したとしても発展の見込みがないため、最終的に資金援助は日本の利益にならないと考えていた。それゆえ高木は、11月末に長文の意見書を外務省と横浜正金銀行にそれぞれ送り、上記の苦境からの打開策を示した。高木はまず通惠借款の由来について、「真ノ起因ハ」1915年5月に北京政府が日本の要求を受諾し、交換公文で漢冶萍問題を一時決着させたあと、過去の日中合弁問題を蒸し返させないために、漢冶萍会社が政府に救済を申し入れる機会を利用して国有化を試みたことにあると指摘した。さらにこの案の主唱者が梁士詒と孫多森であり、楊士琦・周学熙も同調し、孫宝琦が結局同意したことを明らかにした。その上で彼は、現在の漢冶萍会社が置かれた状況に鑑みて、次に要約する3つの方案を提示した⁽¹⁰³⁾。

第一、盛宣懐の対案について、日本より条件を作成し、漢冶萍会社を経て北京政府に交付する。通惠会社がその条件を拒否する場合、漢冶萍会社は、袁世凱總統の好意を無視する非難を回避でき、盛に多少の同情を表す周学熙らの内助を得、袁との意思疎通を通じて会社の利権の拡張に便宜を図ることができる。

第二、通惠借款を中止し、漢冶萍会社が直接北京政府に救済を申し入れる。この場合、契約書を作成する必要はなく、漢冶萍会社よりの請願書だけでよしとする。

第三、通惠会社の設立趣旨は、「日本ノ干預セル利権ヲ^(マツ)防害スル」ことにあり、通惠会社と漢冶萍会社とが関係を結ぶことを日本は好まないため、第一案は下策である。第二案では、すなわち通惠会社が傀儡であり、北京政府が本体であるため、漢冶萍会社の行動が拘束される可能性が高い。したがって、積極的手段を取って、北京政府と合弁交渉を再開することが漢冶萍問題の根本的解決を図ることになり、漢冶萍会社と日本双方にとって最善の策である。

高木の分析によれば、漢冶萍会社の董事会及び大部分の株主は、今回の通惠会社による強硬な態度に反発し、感情的に日本に傾倒するようになり、日本が北京政府に会社の株券買い上げを強要しても、「合弁トナスモ日本ノ随意ニテ、額面価額ナレバ喜ンデ之レニ応ズ可シト云フ」傾向があるという。彼が考案したシナリオによれば、日本が一步進んで漢冶萍会社の日中合弁を北京政府に迫り、北京政府は同社に照会して、日本からの合弁案について株主に異議がなければ承認するが、漢冶萍側の意向を確認する。そこで同社は株主総

会を開き、「民間株券ヲ額面ニテ買上ゲ呉レハナレバ、株主タル権利ヲ放棄シ、日支合弁トナスモ、総テ政府ノ自由処分ニ任ス可シ」という議決を行うはずであった。

だが、袁世凱は日英の帝制実施延期の勧告を一時無視し、12月12日に帝制復活を宣言し、1916年1月をもって即位式を挙げ、年号を洪憲と改めることを定めた。12月13日に、外務大臣石井菊次郎は駐中国公使日置益に公函を送り、高木の提案のうち、第一案は妥当ではなく、第二案も目的を達成できるかどうか疑問であり、第三案は最も望ましいが、現在の北京の政治情勢においてこの案が実行可能であるか否かについて、小田切万寿之助取締役との連携を取りながら意見をまとめるよう指示した⁽¹⁰⁴⁾。

一方、^{さいかく}袁世凱 (1882-1916)、^{とうけいぎよう}唐繼堯 (1881-1927) らが袁世凱の帝制実施に強く反対し、雲南独立を掲げて護国軍を結成し、倒袁運動を展開していた。内外とも窮地に追い詰められた袁は、通惠借款を断念せざるを得なかった。12月24日に孫宝琦は盛宣懷に書簡を送り、中央や辺境の政情不安を懸念し、後日漢冶萍公司の合弁は避けられないだろうと予想し、現在は日本の感情を刺激しないのが得策とした。また、中国銀行・交通銀行で資金の融通が利かない場合、正金銀行に借り入れるほかないが、それも日本に媚びることではないと北京政府に盛が声明を発する必要があると伝えた⁽¹⁰⁵⁾。盛はその返信において、小田切の意思に照らし、株主総会の議決により、北京政府が漢冶萍公司の株式を買い上げることで株主の利益を保護するだけでなく、社会からの非難を免れることもできるとした。通惠借款に関しては、盛は中日実業会社による資金提供という日本の提案に対し、政府の補助を先に定める必要があることを理由に拒否したが、早急に解決しない場合、運転資金50万両を正金銀行に頼るしかないとして孫に告げた⁽¹⁰⁶⁾。

帝制反対運動の高まりに伴い、北京政府は通惠借款の推進や漢冶萍公司の日中合弁化を検討する余裕がなくなった。さらに1916年4月に盛宣懷が、6月に袁世凱がそれぞれ死去し、漢冶萍公司をめぐる情勢が大きく変わり、通惠借款は棚上げされたまま、「日中合弁論」も下火になった。

おわりに

本稿では、対華二十一ヵ条要求交渉において提起された漢冶萍公司の「日中合弁」問題から、その後の通惠借款の展開過程をめぐる、盛宣懷・北京政府・日本側の対応を跡づけることで、それぞれの思惑や三者関係の葛藤を明らかにした。従来は通惠借款が北京政府による「国有化」の手段であり、盛宣懷が日本の力を借りて通惠借款に反対したと説明されてきた。しかし、1914年以降漢冶萍公司が経営難に陥っていたことから、盛が「官商合弁」を北京政府に請願し、様々な活動を通して楊士琦・孫宝琦ら北京政府のトップを説得し、北京政府との協力関係を構築する側面が見落とされてしまった。

本稿で考察したように、漢冶萍公司をめぐる救済案の検討は、ほぼ対華二十一ヵ条要求

の交渉と同時に行われており、3月末に北京政府と盛宣懐の間では、すでに政府系資金の出資で一致していた。5月25日に漢冶萍公司に関する交換公文が締結された直後、双方は通惠公司による1,200万円の借款提供に大卒で合意した。この過程において、これまで慎重な態度を取ってきた袁世凱が漢冶萍公司の救済に踏み切った背景には、対華二十一カ条要求交渉による危機感から、中国系の資本導入で日本の干渉を防ごうとする狙いがあった。日本に秘匿したまま行われたこの水面下の交渉は、通惠借款の具体的条件を協議する際に大きな変化を迎えることになった。

盛は北京政府から厳しい借款契約案を提示されたあと、この借款を通じて自分が排除されようとしていると感じ、実質的な「国有化」の試みを拒否するため、日本の介入に頼るほかなかった。高木陸郎や横浜正金銀行上海支店長児玉謙次が秘密裏に盛と意思疎通を図りながら外務省との協議を経たのち、日本は北京政府に通惠借款に「絶対反対」の意思を伝えたほか、再び「日中合弁論」を持ち出して、漢冶萍公司の問題を解決しようとした。他方、全国的に袁の帝制運動に対する反対が広がる中、北京政府は通惠借款を断念せざるを得なくなり、盛は政府による「国有化」を回避することができた。しかし、借款を得られなかった漢冶萍公司は結局苦境から脱することができず、日本側も「日中合弁化」の希望を実現できなかった。三者とも自らの構想が成り立たなくなったのである。

総じて言えば、漢冶萍公司をめぐる「日中合弁化」と「国有化」の間で議論が振り子のように動き、漢冶萍公司・北京政府・日本政府の三者間において相互牽制が起こるといふダイナミックな力関係の中で交渉が展開されていった。その過程では、盛宣懐・北京政府・日本の三者関係を一概に対立や協力という言葉で単純化して捉えることはできない。注目すべきは、自らの利益を最大化するために、三者が相互に相手を利用していったことである。その根底には相互不信があったと思われる。例えば、盛宣懐と袁世凱は長年微妙な因縁関係にあった⁽¹⁰⁷⁾。また、小田切万寿之助が外務省に宛てた報告は、しばしば盛宣懐の狡猾さに注意を喚起していた。盛も漢冶萍公司関係者に対しては、鉄鋼の売買契約について高木陸郎に騙されないよう指示していた⁽¹⁰⁸⁾。このように、裏では関係者が互いに計算高い行動をしていた点を見逃すことはできない。

[注]

- * 引用文中の丸括弧内は引用者による補足・注記である。
- * 日本語文献の引用に際しては、漢字の旧字体は新字体に、中国語文献の簡体字は繁体字（日本の新字体）に改め、適宜句読点を補った。
- * 中国語文献の日本語訳は引用者による。
- * 引用文献のうち「外務省記録」は国立公文書館アジア歴史資料センター（Japan Center for Asian Historical Records）の「外務省外交史料館所蔵戦前期外務省記録」である。請求番号は、以下の分類に従っている。

- 1.7.1 「1門 政治, 7類 国際金融, 1項 借款」
- 1.7.10 「1門 政治, 7類 国際金融, 10項 雑」
- 3.3.2 「3門 通商, 3類 商業, 2項 会社, 組合」

- (1) 対華二十一カ条要求は、第一次世界大戦中の1915年1月18日に日本が中華民国袁世凱政權に対して提出した、満蒙や中国における日本の諸権益問題に関する全5号の要求。その内容は、第1号＝山東省を日本の勢力範囲に置く四カ条、第2号＝満蒙の独占的支配を策する目的での旅順・大連の租借権、満鉄権益期限の99年への延長など七カ条、第3号＝漢冶萍公司の日中合弁に関する二カ条、第4号＝中国福建省の外国への不割譲・不貸与一カ条、第5号＝希望条項七カ条（日本人の政治・財政・警察顧問招聘、日本の兵器受給など）であった。以下を参照。
 - ・堀川武夫『極東国際政治史序説——二十一箇条要求の研究』有斐閣、1958年12月。
 - ・奈良岡聰智『対華二十一カ条要求とは何だったのか——第一次世界大戦と日中対立の原点』名古屋大学出版会、2015年3月。
- (2) 清末の1908年に中国の漢陽鉄廠、大冶鉄鉱、萍郷炭鉱を統合経営した製鉄会社。日本が提供する借款により、八幡製鉄所への鉄鉱石の最大の供給源となった。
- (3) 通惠実業股份有限公司は1915年7月に設立された会社であり、資本金が500万元、払込資本が150万元である。出資者には周学熙、梁士詒、袁克文、李士偉など政財界の有力者が名を連ねている。通惠会社が資金を貸し出す最初の試みは漢冶萍公司を救済するための借款提供であり、以下ではそれを「通惠借款」と略称する。
- (4) 盛宣懷は江蘇武進出身。清末の官僚、実業家。電信、鉄道、汽船、鉱山、製鉄、織布などの官営、半官半民の企業経営を担当した。清末に鉄道を担保に外国から借款を得るために鉄道国有化策を推進したが、それが辛亥革命の口火となり、のちに失脚して日本に亡命した。1912年9月に上海に戻る。徐友春主編『民国人物大辞典(増訂版)』石家庄：河北人民出版社、2007年1月、1650頁。
- (5) 以下はその例である。
 - ・李培徳「漢冶萍公司与辛亥革命」、中華書局編輯部編『辛亥革命与近代中国——紀念辛亥革命八十周年国際學術研討會文集』下、北京：中華書局、1994年3月、907-922頁。
 - ・代魯「南京臨時政府所謂漢冶萍借款的歷史真相」、丁日初主編『近代中国』第7輯、上海：立信會計出版社、1997年8月、261-276頁。
 - ・孫立田「民初漢冶萍公司中日「合弁」問題探析」『歴史教学』第3期、1998年3月、19-22頁。
 - ・楊華山「論南京臨時政府期間漢冶萍「合弁」風波」『學術月刊』第11期、1998年11月、106-111頁。
- (6) 易惠莉「孫中山、盛宣懷与民初中日合弁漢冶萍借款案」、易惠莉・陳吉龍主編『二十世紀盛宣懷研究』杭州：江蘇古籍出版社、2002年8月、498-555頁。
- (7) 謝国興「民初漢冶萍公司的所有權歸屬問題(1912-1915)」『中央研究院近代史研究所集刊』第15期(上)、1986年6月、193-237頁。
- (8) 左世元「通惠借款——漢冶萍公司与袁世凱政府關係論析」『歴史教学』第6期、2013年3月、30-35頁。

- (9) 久保田裕次「対華二十一カ条要求への収斂——華中・華南から満蒙へ」、同『対中借款の政治経済史——「開港」から二十一カ条要求へ』名古屋大学出版会、2016年12月、117-156頁。
- (10) 総経理は会社の日常の経営管理、董事会（注12参照）の決議事項等を実行する役職である。
- (11) 官僚は監督をし、商人などの民間が出資して経営するという半官半民の経営形態。
- (12) 董事会は日本でいう取締役会にあたる組織であり、董事長はその代表取締役として董事会を仕切って、会社の方針、予算、会社合併・分割、総経理の任命を行う。董事は日本の取締役にあたる役職であり、出資比率に応じて各出資者から選任される。
- (13) 1904年1月に日本興業銀行が提供した300万円の借款に始まり、1913年12月の横浜正金銀行による1,500万円の借款（注73参照）に至るまでの諸借款の合計額。
- (14) 謝国興、前掲「民初漢冶萍公司的所有権帰属問題（1912-1915）」227-232頁。
- (15) 江海關監督公署は1912年に設立された北京政府財政部の上海駐在の財政機関の1つである。その下に監督1名を設け、財政部及び関務署の命令に従って、税関の業務と外国人税務司を監督する。日中戦争勃発後撤廃される。石源華主編『中華民国外交史辞典』上海：上海古籍出版社、1996年6月、287頁。
- (16) 「財政部等会同議員清查漢冶萍公司款目及歷年弃理情形呈」（1914年12月11日）、中国第二歴史檔案館編『中華民国史檔案資料匯編』第3輯（工礦業）、杭州：江蘇古籍出版社、1991年6月、117頁。
- (17) 一次資料は以下の通り。
- ・1915年1月19日、駐中国公使日置益→外務大臣加藤高明（電報）、「一月十八日袁大總統ニ我提案ヲ手交済ノ件」、外務省編『日本外交文書』大正四年第三冊上巻「事項四 对中国諸問題解決ノ為ノ交渉一件（一）中国トノ交渉 137」外務省、1968年3月、113-115頁。
 - ・「日本公使日置益提出「二十一条」要求原案」（1915年1月18日）、黄紀蓮編『中日「二十一条」交渉史料全編（1915-1923）』合肥：安徽大学出版社、2001年10月、20-22頁。
- 対華二十一カ条交渉に関する最新の成果には、
- ・川島真「対華二十一カ条要求と北京政府の対応——交渉開始前の動向」『東アジア近代史』第18号、2015年3月、24-40頁。
 - ・奈良岡聰智、前掲『対華二十一カ条要求とは何だったのか——第一次世界大戦と日中対立の原点』。
 - ・侯中軍『中国外交与第一次世界大戦』国家社科基金後期資助項目、北京：社会科学文献出版社、2017年11月、108-178頁。
- などがあるが、漢冶萍公司をめぐる第3号の交渉については以下を参照。
- ・李海涛「「二十一条」要求之漢冶萍公司交渉案述評」『近代史学刊』第14輯、2015年10月、145-159頁。
- (18) 「硃批日本公使日置益提出二十一条要求原案」（1915年1月18日至2月上旬）、駱宝善・劉路生主編『袁世凱全集』第30冊、鄭州：河南大学出版社、2013年7月、136頁。
- (19) 「批外交次長曹汝霖說帖」（1915年1月1月下旬至2月上旬）、前掲『袁世凱全集』第30冊、145-146頁。
- (20) 以下を参照。

- ・「附録3 中国第一次修正案」(1915年2月9日-12日), 前掲『袁世凱全集』第30冊, 157頁。
- ・1915年2月13日, 駐中国公使日置益→外務大臣加藤高明, 「日本政府ノ提案ニ対スル中国政府対案写送付ノ件」, 前掲『日本外交文書』大正四年第三冊上巻「事項四 对中国諸問題解決ノ為ノ交渉一件(一) 中国トノ交渉 183」155-158頁。
- (21) 「盛宣懷致于煖年函(1914年8月28日)」, 陳旭麓・顧廷龍・汪熙主編/朱子恩・武嘯・朱金元編『盛宣懷檔案資料選輯之四 漢冶萍公司』3, 上海: 上海人民出版社, 2004年3月, 863-864頁, 以下『漢冶萍公司(3)』と略す。
- (22) 「于煖年致盛宣懷函(1914年11月3日)」, 前掲『漢冶萍公司(3)』885頁。
- (23) 謝国興, 前掲「民初漢冶萍公司的所有權帰属問題(1912-1915)」233頁。
- (24) 1914年5月1日に袁世凱は『中華民國約法』を頒布し, これまでの國務院組織を廃止し, 總統府政事堂を新設する。そのトップは國務卿であり, 下に補佐役の左丞, 右丞1名ずつを設ける。錢実甫『北洋政府時期的政治制度』上, 北京: 中華書局, 1984年5月, 108-178頁。
- (25) 「李季皋致徐世昌函(1915年2月中旬)」, 「日本售鉄縁起(1915年2月中旬)」, 前掲『漢冶萍公司(3)』906-908頁。
- (26) 「盛宣懷致盧洪昶電(1915年2月28日)」, 「盧洪昶致盛宣懷電(1915年2月28日)」, 「盧洪昶致盛宣懷函(1915年3月3日)」, 前掲『漢冶萍公司(3)』908-909頁, 1316-1317頁。
- (27) 中国甘肅省の蘭州と江蘇省の連雲港とを結ぶ鉄道。
- (28) 「盛宣懷致楊士琦函(1915年3月23日)」, 前掲『漢冶萍公司(3)』911-913頁。
- (29) 「盧洪昶致盛宣懷函(1915年3月27日)」, 前掲『漢冶萍公司(3)』914-915頁。
- (30) 「盧洪昶致盛宣懷電(1915年3月27日)」, 前掲『漢冶萍公司(3)』1318頁。
- (31) 「盧洪昶致盛宣懷電(1915年3月29日)」, 前掲『漢冶萍公司(3)』915-916頁。
- (32) 孫多森は安徽寿州出身。灤州鈦務局, 中国銀行総裁, 中日実業株式会社総裁, 中孚銀行総裁などを歴任した。前掲『民国人物大辞典(増訂版)』1529-1530頁。
- (33) 漢冶萍公司の経営責任者について, 盛宣懷は当初は同郷の武進出身の財政次長張寿齡を起用するつもりだったが, のちに孫多森に変わり, 最後に楊士琦に任せようとした。また, 袁世凱は盛宣懷と梁士詒が犬猿の仲であることを承知しており, 資金調達に困難を予想して, あえて梁の力を利用しようとした。「陶湘致盛宣懷函(1915年4月1日)」, 前掲『漢冶萍公司(3)』916-917頁。
- (34) 安溪鉄鈹の件について, 盛宣懷は5月に農商総長周自齊宛の手紙で同様の趣旨を述べた。「孫宝琦致楊士琦函(1915年4月29日)」, 「盛宣懷致周子沂, 金伯屏函(1915年5月15日)」, 前掲『漢冶萍公司(3)』924-926頁, 929-930頁。
- (35) 「漢冶萍公司ニ関スル交換公文(1915年5月25日)」, 前掲『日本外交文書』大正四年第三冊上巻「事項四 对中国諸問題解決ノ為ノ交渉一件(一) 中国トノ交渉 473」520頁。
- (36) 以下を参照。
 - ・漢冶萍公司股東會記事(1915年5月27日)」, 前掲『漢冶萍公司(3)』937-938頁。
 - ・「密件 電送漢冶萍公司開會情形」, 1915年5月27日発, 上海道尹楊晟致農商総長周自齊電, 中央研究院近代史研究所蔵農商部檔案08-24-15-004-01。
- (37) 「盛宣懷致楊学沂函(1915年3月29日)」, 前掲『漢冶萍公司(3)』931頁。

- (38) 5月に孫宝琦が上海で盛宣懷と会談した際に、盛は覚書を作成し、会社の経営面に関する特権を北京政府に求めた。その主たる内容は、鉱山の採掘権の継続、全国の鉄道に同社産のレールを採用すること、同社の鉱産物を船で輸送する際の通行税を免除することなどであった。湖北省冶金志編纂委員会編／劉明漢主編・馬景源副主編『漢冶萍公司志』武昌：華中理工大学出版社、1990年5月、150頁、193頁。
- (39) 「盛宣懷致孫宝琦函（1915年5月28日）」「孫宝琦致盛宣懷函（1915年5月31日）」、前掲『漢冶萍公司（3）』938-941頁。北京政府は、二十一ヵ条に含まれる漢冶萍公司に関する条項を受諾したため、株主総会において株主による合弁の発議を警戒し、上海道尹楊晟に密電を送って注意を促した。前掲『漢冶萍公司（3）』1320頁。
- (40) 同報告は『漢冶萍公司 3』にも収録されているが、孫宝琦から財政部・農商部に送った報告であると誤認されている。実際は、袁世凱が受け取った報告を國務卿徐世昌に転送し、外交部・財政部・農商部に現状を維持できる案を検討するように指示した。以下を参照。
- ・「密件漢冶萍事」、中央研究院近代史研究所所蔵外交檔案 03-03-030-01-009。
 - ・「孫宝琦呈財政部、農商部文（1915年5月下旬）」、前掲『漢冶萍公司（3）』941-942頁。
- (41) 「孫宝琦、王存善致盛宣懷電（1915年6月8日）」、湖北省檔案館編『漢冶萍公司檔案史料選編』上冊（1889-1915）、北京：中国社会科学出版社、1992年12月、372頁。
- (42) 「盛宣懷致孫宝琦、王存善電（1915年6月11日）」、前掲『漢冶萍公司檔案史料選編』上冊、373頁。
- (43) 萍郷に位置する高坑の炭鉱と大冶に位置する象鼻山の鉄鉱は、漢冶萍会社が所有する鉱山に隣接しているが、官有地のため、漢冶萍公司はその払い下げにより経営拡大を図ろうとした。
- (44) 「漢冶萍公司呈政府文（1915年6月）」、前掲『漢冶萍公司（3）』949-951頁。
- (45) 岑学呂編『三水梁燕孫（士詒）先生年譜』上（沈雲龍編・近代中国史料叢刊、第75輯）、台北：文海出版社、1972年3月、192頁。前文の盛宣懷と北京政府関係者とのやりとりから見れば、1915年の間違いであることがわかる。
- (46) 1915年6月から、北京政府の監察機關肅政庁は津浦線・京漢線・京綏線・滬寧線・正太線といった5つの鉄道における不正行為を弾劾した。梁士詒をはじめとする交通部の広東派は大きな打撃を受け、周学熙ら安徽派の勢力が擡頭した。この事件により、これまで袁世凱の帝制運動に消極的だった梁士詒は積極派へ転換したとされる。
- (47) 武漢大学経済学系編『旧中国漢冶萍公司与日本関係史料選輯』上海：上海人民出版社、1985年7月、577-578頁。
- (48) 「農商部呈通惠実業股份有限公司核准注册據情呈請備案文並批令（1915年9月26日）」『政府公報』第1220号「呈」、19-20頁、1915年9月30日。
- (49) 施肇曾は浙江杭県出身、外交官施肇基の兄。前掲『民国人物大辞典（増訂版）』1047頁。
- (50) 以下の諸資料を参照。
- ・「農商部呈通惠実業股份有限公司核准注册據情呈請備案文並批令（1915年9月26日）」『政府公報』第1220号「呈」、19-20頁、1915年9月30日。
 - ・「通惠公司之進行」『申報』1915年7月12日、第6版。民国期の『申報』は「1張」が表裏で「4版」（「版」は日本の「面」にあたる）からなり、当時の表記の「第6版」は日本の第6面

- (第2張の第2面)を意味する。下記の第2版は「第1張」、第10版は「第3張」にある。
- ・「專電」『申報』1915年8月6日，第2版。
 - ・「転送通惠公司招股簡章」『申報』1915年9月5日，第10版。
- (51) 「關於漢冶萍公司事鈔送与小田切來往函稿請察閱由」，1915年6月11日收，審計院長孫宝琦致外交部函，中央研究院近代史研究所藏外交檔案 03-03-030-01-010。
- (52) 「池田致井上第一四三號函（1915年6月26日）」，前掲『漢冶萍公司檔案史料選編』上冊，373頁。
- (53) 1915年7月10日，駐北京日本公使日置益→外務大臣加藤高明，「通惠實業公司組織ニ関スル件」，外務省記録3.3.2「外国会社關係雜件／支那之部」。Ref. B1007403500。
- (54) ここでいう督弁とは，合弁会社における中国側の最高責任者を指す。会弁とは督弁に次ぐ職務を指す。
- (55) 以下を参照。
- ・1915年8月14日，駐北京日本公使日置益→外務大臣大隈重信，「通惠實業公司組織ニ関スル件」，外務省記録3.3.2「外国会社關係雜件／支那之部」。Ref. B1007403500。
 - ・「記通惠實業公司」『時報』1915年7月5日，第2張，第4版。1915年の『時報』は「4張」の表裏で16面があるが，第1面や広告の頁には番号がつけられていないため，『申報』のように必ずしも「4版」ごとに「1張」と対応しているわけではない。ここでは当時の表記をもとに記載する。
- (56) 1915年7月17日，中日實業株式会社→政務局長小池張造，「支那通惠公司」，外務省記録1.7.10「各国ニ於ケル企業關係雜件，2. 支那通惠公司」。Ref. B04011210000。
- (57) 「孫宝琦致盛宣懷電（1915年6月21日）」，前掲『漢冶萍公司檔案史料選編』上冊，373頁。
- (58) 「孫宝琦致盛宣懷電（1915年6月30日）」，前掲『漢冶萍公司檔案史料選編』上冊，373頁。
- (59) 以下を参照。
- ・「内国專電」『時報』1915年7月12日，第1張，第2版。
 - ・「命令」『時報』1915年7月14日，第1張，第2版。
 - ・「特約路透電」『申報』1915年7月13日，第2版。
- (60) 「對於漢冶萍公司的意見」，北京大学歴史系近代史教研室整理『盛宣懷未刊信稿』北京：中華書局，1960年4月，247-252頁。この意見書には日付がないが，前掲『漢冶萍公司檔案史料選編』上冊，374-375頁には，「7月25日に孫宝琦と趙椿年に手渡す」というメモがある。
- (61) 「對漢冶萍公司會計制度的意見（此件交王子展閱）」「對於漢冶萍公司總事務所移漢問題的意見（此件交王子展閱）」，前掲『盛宣懷未刊信稿』253-254頁，254-255頁。
- (62) 前掲『盛宣懷未刊信稿』254頁。
- (63) 「盛宣懷致孫宝琦函（1915年8月5日）」，前掲『漢冶萍公司（3）』956頁。
- (64) 「孫宝琦致盛宣懷電（1915年8月19日）」「公司董事会致孫宝琦電（1915年8月22日）」「孫宝琦致盛宣懷電（1915年8月23日）」「公司董事会致孫宝琦電（1915年8月24日）」，前掲『漢冶萍公司檔案史料選編』上冊，376頁。
- (65) 「公司董事会致孫宝琦函（1915年9月15日）」，前掲『漢冶萍公司檔案史料選編』上冊，377頁。
- (66) 「公司董事会呈北洋政府大總統文（1915年9月15日）」「公司董事会呈北洋政府大總統文（1915

年9月15日)」、前掲『漢冶萍公司檔案史料選編』上冊, 378-379頁。

(67) 総経理の権限をめぐり、梁士詒の態度が最も強硬で、周学熙も彼の主張に同調していたという。以下の諸資料を参照。

- ・「孫宝琦致盛宣懷函(1915年9月29日)」, 前掲『漢冶萍公司(3)』961頁。
- ・「孫宝琦, 王存善致盛宣懷電(1915年9月29日)」 「孫宝琦, 王存善致盛宣懷電(1915年9月29日)」, 前掲『漢冶萍公司檔案史料選編』上冊, 379-380頁。

(68) 「盛宣懷致王存善函(1915年10月7日)」, 前掲『漢冶萍公司(3)』962-963頁。

(69) 「盛宣懷致孫宝琦函(1915年10月8日)」, 前掲『漢冶萍公司(3)』963頁。

(70) 以下を参照。

- ・「漢冶萍公司与通惠公司借款合同(1915年10月)」, 前掲『漢冶萍公司(3)』972-973頁。
- ・「漢冶萍公司向通惠公司借款合同草案附件(1915年10月)」, 前掲『漢冶萍公司檔案史料選編』上冊, 380頁。

以下の議論に関わる範囲内で、付属協定第2-6・9条の内容を要約しておく。

- ・第2条 1,200万円を4年に分けて、毎年300万円のうち95%を交付する。
- ・第3条 利子は年8%、6月と12月の二回払いとする。
- ・第4条 償還期限は14年、4年目までは利子のみ支払い、5-14年目の10年間は毎年元利の10%を返済する。
- ・第5条 漢冶萍公司是全株式および新財産を第一抵当とする。
- ・第6条 漢冶萍公司が新たな借款をする場合は通惠公司与協議して承認を得る必要がある。
- ・第9条 資金調達のため、通惠公司是漢冶萍公司に対して実業公債を発行できる。

なお、第2条の「95%を交付する」とは、残りの5%を通惠公司が手数料として取るという意味である。当時は借款を供与する側が一定の手数を控除するのが慣例であった。

(71) 1915年10月15日、漢冶萍公司会計顧問助手大野弘→横浜正金銀行頭取井上準之助、外務省記録1.7.1.9「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十五卷, 分割3」。Ref. B04010793900。

(72) 「盛宣懷致王勳函(1915年10月13日)」, 前掲『漢冶萍公司檔案史料選編』上冊, 381頁。管見の限り、盛宣懷の關係檔案には盛から王勳への指示や、王から盛への報告を示す手紙は見出せないが、通常の場合、盛の指示がなければ王が勝手に契約案を日本人顧問に見せる可能性は低い。それ以降の盛の一連の行動をあわせて分析すれば、彼はわざと情報を日本側に漏らして、日本の干渉を狙っていた可能性が高いと判断できる。なお、当時大冶駐在の八幡製鉄所出張所長である西澤^{にしざわきみお}公雄も通惠借款の概要を把握し、本国に注意を喚起していた。1915年10月11日、大冶製鉄所出張所長西澤^{にしざわきみお}公雄→八幡製鉄所^{おしかわのりきち}所長官押川則吉、外務省記録1.7.1.9「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十五卷, 分割3」。Ref. B04010793900。

(73) 1913年12月に漢冶萍公司が日本製鉄所、横浜正金銀行と締結した1,500万円の借款契約(2つの契約からなり、900万円は事業拡充費、600万円は旧債の整理資金)。契約の原文の出典は下記の通りである。

- ・「漢冶萍公司与日本製鉄所、横浜正金銀行訂立予備生鉄鉦石価甲合同(1913年12月2日)」, 「漢冶萍公司与日本製鉄所、横浜正金銀行訂立予備生鉄鉦石価乙合同(1913年12月2日)」, 陳旭麓・顧廷龍・汪熙主編, 前掲『漢冶萍公司(3)』686-692頁。

以下、本文中で言及される「日本との借款契約」とはこの契約を指す。

- (74) 「盛宣懷致孫宝琦函 (1915年10月15日)」, 前掲『漢冶萍公司檔案史料選編』上冊, 381頁。
- (75) 小田切の観察によれば、袁世凱、楊士琦はともに盛宣懷に対して好意を抱いておらず、盛と親戚関係にある孫宝琦は盛に一定の同情しか持たず、長年袁と盛の間で調和を図っていた王存善も通惠側を支持していたため、今後の成り行きとしては、盛が勝利する見込みは低かった。また、二十一カ条要求交渉の際に盛が合弁に賛成しなかったことが今回の事態を招いてしまい、まさに「自業自得」だと酷評した。1915年10月18日発、横浜正金銀行取締役小田切万寿之助→本店頭取井上準之助、外務省記録 1.7.1.9「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十五卷, 分割 4」。Ref. B04010794000。
- (76) 以下を参照。
- ・1915年10月18日発、横浜正金銀行総支配人^{たけうちきんべい}心得代理武内金平→外務大臣石井菊次郎。外務省記録 1.7.1.9「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十五卷, 分割 3」。Ref. B04010793900。
 - ・「上海支店来翰写 (1915年10月22日)」, 横浜正金銀行総支配人^{たけうちきんべい}心得代理武内金平→外務大臣石井菊次郎, 外務省記録 1.7.1.9「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十五卷, 分割 4」。Ref. B04010794000。
- (77) 大蔵省預金部『支那漢冶萍公司借款ニ関スル沿革』特別調査ノ七, 大蔵省預金部, 1929年6月, 150頁。1915年10月19日に王勳は横浜正金銀行を訪ねた際、付属協定について盛宣懷の意見を伝えた。つまり、第4条の株式売買が通惠公司を経由して行われなければならないという制限の削除、第5条の工事の引き受けに関して、通惠公司の優先権の削除という二つの条件を満たせば、ほかの条項については異議なしとした。正金銀行上海支店は、盛の真意が日本側の援助を得て自分の株式を保護することにほかならないと分析した。1915年10月20日、横浜正金銀行上海支店→本店総務部, 外務省記録 1.7.1.9「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十五卷, 分割 4」。Ref. B04010794000。
- (78) 以下を参照。
- ・1915年10月25日、横浜正金銀行上海支店長児玉謙次 (K. Kodama, Manager) → 漢冶萍公司 会長 (The President, Han Yeh Ping Iron & Co. Ltd.), 英文, 外務省記録 1.7.1.9「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十六卷, 分割 1」。Ref. B04010794200。
 - ・1915年10月18日発、高木陸郎→外務省政務局長小池張造; 1915年10月23日、横浜正金銀行総支配人^{たけうちきんべい}心得代理武内金平→外務大臣石井菊次郎, 外務省記録 1.7.1.9「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十五卷, 分割 4」。Ref. B04010794000。
- 日本側の得た情報では、通惠借款の契約案と付属協定について、袁世凱はすでに批准しており、また孫宝琦が盛宣懷に電報を送り、通惠借款の付属協定は日本側に示す必要がないと指示していた。そのため、日本は付属協定の存在を知らないふりして、抗議の焦点を契約案そのものにした。以下の諸資料を参照。
- ・「横浜正金銀行上海支店来電写 (1915年10月22日発)」, 外務省記録 1.7.1.9「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十五卷, 分割 4」。Ref. B04010794000。
- (79) 「盛宣懷致孫宝琦函 (1915年10月25日)」, 前掲『漢冶萍公司檔案史料選編』上冊, 385-386頁。

- (80) 1915年10月22日発, 横浜正金銀行取締役小田切万寿之助 → 横浜正金銀行頭取井上準之助, 外務省記録 1.7.1.9 「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十五卷, 分割 4」。Ref. B04010794000.
- (81) 「横浜正金銀行上海支店来電写 (1915年10月26日発)」, 外務省記録 1.7.1.9 「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十五卷, 分割 4」。Ref. B04010794000. ただ小田切の説明では, 当初通惠借款に強硬な態度を取らなかったのは, 交渉中の満蒙鉄道借款に不利な影響を及ぼさないようにとの思惑があったからであるという。「小田切取締役来電写 (1915年11月20日発)」, 外務省記録 1.7.1.9 「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十六卷, 分割 4」。Ref. B04010794500.
- (82) 1915年10月29日発, 外務大臣石井菊次郎 → 駐上海総領事有吉明, 外務省記録 1.7.1.9 「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十五卷, 分割 4」。Ref. B04010794000.
- (83) 以下を参照。
- ・横浜正金銀行上海支店長宛電信写 (1915年10月29日発)」, 外務省記録 1.7.1.9 「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十五卷, 分割 4」。Ref. B04010794000.
 - ・「正金総行致上海正金電 (1915年10月29日)」, 湖北省檔案館蔵漢冶萍公司檔案, LS56-1-1374 「關於通惠借款鈔件」。
- (84) 高木陸郎は宮城県出身, 1897年に三井物産に入社, 1899年2月に三井物産の第一期中国修業生として初めて中国に渡った。義和団事件の際に陸軍通訳として徴用され, その後三井物産に戻って上海や漢口で勤務していた。1908年盛宣懐が訪日の際に通訳として活躍し, のちに盛の秘書を務めることになった。高木は盛の辛亥革命後の日本亡命に大いに尽力したほか, 漢冶萍会社の日本商務代表として多くの対日交渉にかかわっていた。高木陸郎『日華交友録』財団法人救護会出版部, 1943年11月。
- (85) 1915年10月18日発, 高木陸郎 → 外務省政務局長小池張造, 外務省記録 1.7.1.9 「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十五卷, 分割 4」。Ref. B04010794000.
- (86) 「横浜正金銀行上海支店来電写 (1915年11月3日発)」, 外務省記録 1.7.1.9 「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十六卷, 分割 1」。Ref. B04010794200.
- (87) 「〔附件〕盛宣懐擬合同縁起」, 前掲『漢冶萍公司檔案史料選編』上, 387頁。
- (88) 「盛宣懐致孫宝琦函 (1915年10月26日)」 「盛宣懐致孫宝琦函 (1915年11月5日)」 「盛宣懐致孫宝琦函 (1915年11月7日)」, 前掲『漢冶萍公司檔案史料選編』上冊, 386頁, 386-387頁, 390頁。
- (89) 「孫宝琦来信 (1915年11月1日付)」, 1915年11月6日, 横浜正金銀行上海支店支配人兒玉謙次より頭取席宛書簡, 外務省記録 1.7.1.9 「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十六卷, 分割 2」。Ref. B04010794300.
- (90) 「横浜正金銀行上海支店来翰写 (1915年11月3日付)」, 外務省記録 1.7.1.9 「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十六卷, 分割 2」。Ref. B04010794300; 「横浜正金銀行上海来電写 (1915年11月11日発)」, 外務省記録 1.7.1.9 「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十六卷, 分割 1」。Ref. B04010794200.
- (91) 「横浜正金銀行上海支店来電写 (1915年11月6日発)」, 外務省記録 1.7.1.9 「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十六卷, 分割 1」。Ref. B04010794200.
- (92) 「北京孫会長来電 (1915年11月6日)」 「北京孫会長去電 (1915年11月6日)」 「北京孫会長去

電 (1915 年 11 月 12 日)」「北京孫会長来電 (1915 年 11 月 13 日)」, 湖北省檔案館藏漢冶萍公司檔案, LS56-1-1374「關於通惠借款鈔件」。償還期限, 利子および手数料については, 注 (70) を参照。

- (93) 「孫宝琦致盛宣懷電 (1915 年 11 月 7 日)」, 前掲『漢冶萍公司檔案史料選編』上冊, 390 頁。
- (94) 「上海支店宛電信写 (1915 年 11 月 14 日発)」, 外務省記録 1.7.1.9「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十六卷, 分割 2」。Ref. B04010794300。
- (95) 以下を参照。
- ・1915 年 11 月 11 日発, 横浜正金銀行総支配人心得代理武内金平 → 外務省政務局長小池張造 ; 1915 年 11 月 11 日発, 外務省政務局長小池張造 → 横浜正金銀行総支配人心得代理武内金平, 外務省記録 1.7.1.9「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十六卷, 分割 1」。Ref. B04010794200。
 - ・「小田切取締役来電写 (1915 年 11 月 16 日発)」, 外務省記録 1.7.1.9「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十六卷, 分割 2」。Ref. B04010794300。
 - ・1915 年 11 月 16 日発, 横浜正金銀行取締役小田切万寿之助 → 横浜正金銀行頭取井上準之助, 1915 年 11 月 17 日発, 横浜正金銀行取締役小田切万寿之助 → 横浜正金銀行頭取井上準之助, 外務省記録 1.7.1.9「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十七卷, 分割 1」。Ref. B04010794700。
 - ・「孫宝琦致盛宣懷函 (1915 年 11 月 18 日)」, 前掲『漢冶萍公司檔案史料選編』上冊, 390-391 頁。
- (96) 以下を参照。
- ・孫宝琦致盛宣懷函 (1915 年 11 月 18 日)」, 前掲『漢冶萍公司檔案史料選編』上冊, 390-391 頁。
 - ・「北京孫会長来電 (1915 年 11 月 18 日)」, 湖北省檔案館藏漢冶萍公司檔案, LS56-1-1374「關於通惠借款鈔件」。
- (97) 以下を参照。
- ・北京孫会長去電 (1915 年 11 月 24 日)」, 湖北省檔案館藏漢冶萍公司檔案 LS56-1-1374「關於通惠借款鈔件」。
 - ・「盛宣懷致孫宝琦函 (1915 年 11 月 25 日)」, 前掲『漢冶萍公司 (3)』980-981 頁。
- (98) 「盛宣懷致孫宝琦函 (1915 年 11 月 29 日)」, 前掲『漢冶萍公司 (3)』982-983 頁。
- (99) 侯中軍, 前掲『中国外交与第一次世界大戦』208-220 頁。
- (100) 日中合弁製鋼所の設立については, 前掲の久保田裕次『対中借款の政治経済史——「開発」から二十一ヵ条要求へ』第 4 章「日支親善」と第一次世界大戦——日中合弁企業・九州製鋼会社の設立」を参照。
- (101) 「上海支店来電写 (1915 年 11 月 23 日発)」, 外務省記録 1.7.1.9「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十七卷, 分割 1」。Ref. B04010794700。
- (102) 「上海支店来電写 (1915 年 12 月 2 日発)」, 外務省記録 1.7.1.9「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十七卷, 分割 2」。Ref. B04010794800。
- (103) 以下を参照。
- ・1915 年 11 月 26 日, 高木陸郎 → 外務省政務局長小池張造 ; 1915 年 11 月 26 日, 高木陸郎 → 横浜正金銀行頭取井上準之助, 外務省記録 1.7.1.9「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十七卷, 分割 2」。Ref. B04010794800。本文の引用は小池宛書簡による (井上宛書簡は細部の表記に異

同が見られる)。

- ・「高木向日外務省及正金銀行提出の意見書 (1915年11月26日)」, 前掲『漢冶萍公司檔案史料選編』上冊, 393-396頁。
- (104) 以下を参照。
- ・1915年12月13日, 外務大臣石井菊次郎→駐中国公使日置益, 外務省記録1.7.1.9「漢冶萍煤鉄公司借款關係雜件 第十七卷, 分割3」。Ref. B04010795000.
 - ・「日外務大臣石井菊次郎致中国公使日置益第二四二号機密函 (1915年12月13日)」, 前掲『旧中国漢冶萍公司与日本關係史料選輯』624頁。
- (105) 「孫宝琦致盛宣懷函 (1915年12月24日)」, 前掲『漢冶萍公司 (3)』984-985頁。
- (106) 「盛宣懷致孫宝琦函 (1915年12月26日)」, 前掲『漢冶萍公司 (3)』985-986頁。1916年1月下旬に, 盛宣懷をはじめとする漢冶萍公司董事会は資金を工面するために, 再度楊士琦と交通総長梁敦彦りょうとんげんに手紙を送り, 漢冶萍公司の経営事情を説明し, 中国銀行・交通銀行による月15万両の支援を求めた。「致楊左相 (1916年1月21日)」「致交通部梁総長函 (1916年1月21日)」, 盛宣懷撰『愚齋未刊信稿』(沈雲龍編・近代中国史料叢刊続編, 第13輯), 台北: 文海出版社, 1975年3月, 264-266頁, 266-267頁。
- (107) 夏東元かとうげん「盛宣懷与袁世凱」, 易恵莉・陳吉龍主編, 前掲『二十世紀盛宣懷研究』556-578頁。
- (108) 「金忠讚きんちゆうざん, 趙興晶ちようこうしやう致盛宣懷函 (1916年2月9日)」, 前掲『漢冶萍公司 (3)』1002頁。